

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

滋賀県高島市長

公表日

令和7年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、後期高齢者医療に関する事務を行うため特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 ①資格管理業務 ②賦課・収納業務 ③給付業務
③システムの名称	1.後期高齢者医療システム 2.収納管理システム 3.滞納管理システム 4.宛名納付管理システム 5.滋賀県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という。) 6 中間サーバー 7.宛名システム ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
1.資格台帳情報ファイル 2.賦課情報ファイル 3.収納情報ファイル 4.滞納情報ファイル 5.住登外者宛名番号管理関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 情報提供なし (情報照会の根拠) 1 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 117の項 2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施 160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 電話:0740-25-8538
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 保険年金課 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 電話:0740-25-8137
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①特定個人情報の入手に関する対策 ・後期高齢者医療システムにおける措置：個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・被保険者番号および4情報を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・複数職員によるチェックで誤入力を防止している。 ・広域連合からの入手における措置：特定個人情報の入手元は広域連合の標準システムに限定されており、窓口端末において広域連合から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において既に実施済みである。 ②必要な情報以外を入手することを防止する対策 ・広域連合からの入手における措置：入手元は広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイスによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ③不正な使用を防止する対策 ・後期高齢者医療システムにおける措置：二要素認証やユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。 ・広域連合からの入手における措置：特定個人情報の入手元は広域連合の標準システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェイス（法令で定められる範囲）でしか入手できないようシステムで制御している。 ④特定個人情報の使用に関する対策 ・後期高齢者医療システムにおける措置： ・アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。 ・窓口端末における措置：標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、操作内容等、広域連合において不正な運用が行われていないかが把握される。 ⑤ユーザ認証の管理 ・後期高齢者医療システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。 ・窓口端末における措置：標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、顔認証、パスワードによるユーザ認証を実施している。 ■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。”	

9. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 十分でない
判断の根拠	■高島市における措置 ①物理的の安全管理措置 ・外部進入防止：警備キーによる施錠、日中は職員による監視、勤務時間外は施錠の上警備をセット ・入退館管理：事前申請の上台帳にて入退室の管理 ・持込・持出防止：持込・持出物は申請の上、サーバ室管理課職員の確認が必要 ②技術的の安全管理措置 ・宛名システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ③移行作業に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的の安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるようにアカウントによる制限を行っている。 ②技術的の安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ■標準システムにおける措置(窓口端末における措置) ・窓口端末に保管されるデータはない。 ・窓口端末は、広域連合の標準システムのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した操作内容等が記録されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年5月18日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年5月18日	令和3年4月1日	事後	
令和3年6月29日	I-4.②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和8年4月1日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北側565番地	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北側565番地	事後	
令和7年4月1日	I-1②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律および条例に基づき、以下の事務を行っている。 1. 資格管理業務 2. 賦課・収納業務 3. 給付業務	高齢者の医療の確保に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、後期高齢者医療に関する事務を行うための特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 ①資格管理業務 ②賦課・収納業務 ③給付業務	事後	
令和7年4月1日	I-1③システムの名称	1.後期高齢者医療システム 2.収納管理システム 3.滞納管理システム 4.宛名納付管理システム 5.滋賀県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以後、「標準システム」という。） 6.中間サーバー ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。	1.後期高齢者医療システム 2.収納管理システム 3.滞納管理システム 4.宛名納付管理システム 5.滋賀県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以後、「標準システム」という。） 6.中間サーバー ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。	事後	
令和7年4月1日	I-3法令上の根拠	・番号法 第9条および別表第一 59の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める省令 第46条	・番号法第9条第1項 別表の85の項	事後	
令和7年4月1日	I-4②法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 83の項 (番号法別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 82の項	(情報提供の根拠) 情報提供なし (情報照会の根拠) 1 番号法第19条第8号に基づく主務省令第21条 117の項 2 約給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予約給付の発給等に関する法律による特定公的給付の支給の実施 160の項	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年9月12日	I-1③システムの名称	1.後期高齢者医療システム 2.収納管理システム 3.滞納管理システム 4.宛名納付管理システム 5.滋賀県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以後、「標準システム」という。） 6.中間サーバー ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。	1.後期高齢者医療システム 2.収納管理システム 3.滞納管理システム 4.宛名納付管理システム 5.滋賀県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以後、「標準システム」という。） 6.中間サーバー 7.宛名システム ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。	事前	
令和7年9月12日	I-2特定個人情報ファイル名	1.資格台帳情報ファイル 2.賦課情報ファイル 3.収納情報ファイル 4.滞納情報ファイル	1.資格台帳情報ファイル 2.賦課情報ファイル 3.収納情報ファイル 4.滞納情報ファイル 5.住外者宛番号管理関係ファイル	事前	
令和7年9月12日	VI-8人手を介在させる作業	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る機密的なガイドラインを遵守し、特定個人情報の取得時には領引がないか確認を徹底している。後期高齢者医療に関する事務において、特定個人情報の取り扱い取扱いとして手作業が介在する場合は、複数人での確認を行っている。	■業務作業におけるアクセスに対する措置としては、以下を講じている。 ①特定個人情報の入手における対策 後期高齢者医療システムにおける措置：個人番号または本人確認書類の照合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ※後援番号および44情報を用いてアクセスを行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ※取組職員によるチェックで誤入りを防止している。 ②広域連合からの入手における措置：特定個人情報の入手元は広域連合の標準システムに限定されており、窓口端末において広域連合から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で広域連合に送信し、情報に、広域連合が保有するデータと照合を行い、広域連合からの情報であること、本人確認は当市において既に実施済みである。 ③必要な情報以外を入手することの防止とする対策 広域連合からの入手における措置：入手した広域連合の標準システムに限定されており、記憶されるデータは広域連合にありながらその指定されたインターフェースによって提供されることを前提とするため、必要な情報以外を入手することはない。 ④不正な使用を防止する対策 後期高齢者医療システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDとパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ⑤住外から入手する場合も届出等の書類を用いて取得し、使用用途を明確にする。 ⑥アクセスログの設置について、許可された者以外には個人番号がマスクされた状態で管理している。 ⑦窓口端末における措置：標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、操作内容等、広域連合において不正な運用が行われていないかが監視されている。 ⑧ユーザ認証の管理 後期高齢者医療システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ⑨不正なアクセスから利用できないように制限し、アクセス権限がなくなる場合もユーザIDのみの有効期限を延長している。 ⑩窓口端末における措置：標準システム窓口端末を利用する必要がある場合は、事前に担当者等、広域連合において不正な運用が行われていないことが確認されている。 ■上記に加えて、移行作業時におけるアクセスに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出：テストデータ生成及びリテイク投入に関する作業者の権限管理 ②特定個人情報ファイルの取扱権限を持つことを免れ、必要最小限の権限及び数に制限している。 ③作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制限している。 ■移行後の措置 ①物理的セキュリティにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ②広域連合からの入手における措置：特定個人情報の入手元は広域連合の標準システムに限定されており、窓口端末において広域連合から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で広域連合に送信し、情報に、広域連合が保有するデータと照合を行い、広域連合からの情報であること、本人確認は当市において既に実施済みである。 ③必要な情報以外を入手することの防止とする対策 広域連合からの入手における措置：入手した広域連合の標準システムに限定されており、記憶されるデータは広域連合にありながらその指定されたインターフェースによって提供されることを前提とするため、必要な情報以外を入手することはない。 ④不正な使用を防止する対策 後期高齢者医療システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDとパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ⑤住外から入手する場合も届出等の書類を用いて取得し、使用用途を明確にする。 ⑥アクセスログの設置について、許可された者以外には個人番号がマスクされた状態で管理している。 ⑦窓口端末における措置：標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、操作内容等、広域連合において不正な運用が行われていないかが監視されている。 ⑧ユーザ認証の管理 後期高齢者医療システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ⑨不正なアクセスから利用できないように制限し、アクセス権限がなくなる場合もユーザIDのみの有効期限を延長している。 ⑩窓口端末における措置：標準システム窓口端末を利用する必要がある場合は、事前に担当者等、広域連合において不正な運用が行われていないことが確認されている。 ■上記に加えて、移行作業時におけるアクセスに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出：テストデータ生成及びリテイク投入に関する作業者の権限管理 ②特定個人情報ファイルの取扱権限を持つことを免れ、必要最小限の権限及び数に制限している。 ③作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制限している。 ■移行後の措置 ①物理的セキュリティにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ②広域連合からの入手における措置：特定個人情報の入手元は広域連合の標準システムに限定されており、窓口端末において広域連合から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で広域連合に送信し、情報に、広域連合が保有するデータと照合を行い、広域連合からの情報であること、本人確認は当市において既に実施済みである。 ③必要な情報以外を入手することの防止とする対策 広域連合からの入手における措置：入手した広域連合の標準システムに限定されており、記憶されるデータは広域連合にありながらその指定されたインターフェースによって提供されることを前提とするため、必要な情報以外を入手することはない。 ④不正な使用を防止する対策 後期高齢者医療システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDとパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ⑤住外から入手する場合も届出等の書類を用いて取得し、使用用途を明確にする。 ⑥アクセスログの設置について、許可された者以外には個人番号がマスクされた状態で管理している。 ⑦窓口端末における措置：標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、操作内容等、広域連合において不正な運用が行われていないかが監視されている。 ⑧ユーザ認証の管理 後期高齢者医療システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ⑨不正なアクセスから利用できないように制限し、アクセス権限がなくなる場合もユーザIDのみの有効期限を延長している。 ⑩窓口端末における措置：標準システム窓口端末を利用する必要がある場合は、事前に担当者等、広域連合において不正な運用が行われていないことが確認されている。 ■上記に加えて、移行作業時におけるアクセスに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出：テストデータ生成及びリテイク投入に関する作業者の権限管理 ②特定個人情報ファイルの取扱権限を持つことを免れ、必要最小限の権限及び数に制限している。 ③作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制限している。 ■移行後の措置 ①物理的セキュリティにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ②広域連合からの入手における措置：特定個人情報の入手元は広域連合の標準システムに限定されており、窓口端末において広域連合から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で広域連合に送信し、情報に、広域連合が保有するデータと照合を行い、広域連合からの情報であること、本人確認は当市において既に実施済みである。 ③必要な情報以外を入手することの防止とする対策 広域連合からの入手における措置：入手した広域連合の標準システムに限定されており、記憶されるデータは広域連合にありながらその指定されたインターフェースによって提供されることを前提とするため、必要な情報以外を入手することはない。 ④不正な使用を防止する対策 後期高齢者医療システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDとパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ⑤住外から入手する場合も届出等の書類を用いて取得し、使用用途を明確にする。 ⑥アクセスログの設置について、許可された者以外には個人番号がマスクされた状態で管理している。 ⑦窓口端末における措置：標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、操作内容等、広域連合において不正な運用が行われていないかが監視されている。 ⑧ユーザ認証の管理 後期高齢者医療システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ⑨不正なアクセスから利用できないように制限し、アクセス権限がなくなる場合もユーザIDのみの有効期限を延長している。 ⑩窓口端末における措置：標準システム窓口端末を利用する必要がある場合は、事前に担当者等、広域連合において不正な運用が行われていないことが確認されている。 ■上記に加えて、移行作業時におけるアクセスに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出：テストデータ生成及びリテイク投入に関する作業者の権限管理 ②特定個人情報ファイルの取扱権限を持つことを免れ、必要最小限の権限及び数に制限している。 ③作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制限している。 ■移行後の措置 ①物理的セキュリティにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ②広域連合からの入手における措置：特定個人情報の入手元は広域連合の標準システムに限定されており、窓口端末において広域連合から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で広域連合に送信し、情報に、広域連合が保有するデータと照合を行い、広域連合からの情報であること、本人確認は当市において既に実施済みである。 ③必要な情報以外を入手することの防止とする対策 広域連合からの入手における措置：入手した広域連合の標準システムに限定されており、記憶		